

事務連絡
令和7年1月16日

各都府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男
〔公 印 省 略 〕

特殊車両通行制度における通行条件に関する周知等について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、国土交通省道路局より、特殊車両通行制度における通行条件について周知依頼がありました。

運送事業者等が大型車両を通行させる際、道路管理者は、当該大型車両が道路を通行することにより生じる道路構造や交通への影響に鑑み、道路法に基づき、誘導車を配置させたり、通行時間帯を限定するなど条件を付して、特殊車両通行許可等を行っています。（別添2参照）

このようなことから、運送事業者等が運搬の計画を立てる際には、法令を遵守し、大型車両を安全に通行させるために、上記の事情があることを、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

加えて、同じく道路局より情報提供がございました。（一財）道路新産業開発機構（HIDO）にて、特殊車両通行確認制度の更なる利便性向上と利用拡大を目的として、「特殊車両通行確認制度モニター」の募集が開始されます。概要につきましては別添3のとおりでございますが、モニターに選定された事業者は特殊車両通行確認制度を利用して、1台以上の車両登録を行い、複数回の経路確認を行って実際に走行していただいたうえで、アンケートまたはヒアリング調査にご協力いただきます。

ご協力いただいた後に、登録車両1台につきモニター協力金としてHIDOから7,000円が支払われます。 ※協力金の対象は1者につき最大10台

モニター数に上限がありますが、特殊車両通行確認制度が未利用であればどなたでも応募可能とのことです。併せて貴会会員企業の皆様へ周知いただけますと幸いです。ご応募される会員企業の皆様におかれましては、HIDOのHPの以下URLより募集要領をご確認いただきご応募ください。

(URL) <https://www.tks.hido.or.jp/>

【添付資料】

別添1_国交省事務連絡

別添2_特殊車両通行制度における通行条件

別添3_通行確認制度モニターの募集

以 上

(担当) 事業部 本多
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp